その他のレーダー・トランスポンダー	〃	5,600	
捜索救助用位置指示送信装置 小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置 その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき 〃 〃	3,700 5,400	に

改める。

別表第一の二中

その他のレーダー・トランスポンダー	〃	5,500	
捜索救助用位置指示送信装置 小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置 その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき 〃 〃	3,650 5,300	に

改める。

別表第二中

その他のレーダー・トランスポンダー	〃	5,400	
捜索救助用位置指示送信装置 小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置 その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき 〃 〃	3,550 5,200	に

改める。

別表第二の二中

その他のレーダー・トランスポンダー	〃	5,300	
捜索救助用位置指示送信装置 小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置 その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき 〃 〃	3,500 5,100	に

改める。

（小型船舶安全規則の一部改正）

第九条　小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の四」を「第五十七条の五」に改める。

第六章第一節中第五十七条の四の次に次の一条を加える。

（小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置）

第五十七条の五　小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

二　信号を発信していることを可視又は可聴の手段により示すことができるものであること。

三　四十八時間以上連続して使用することができるものであること。

四　第五十七条の三第二号、第四号から第六号まで、第九号及び第十号並びに前条第二号に掲げる要件

第五十八条中「小型船舶用レーダー・トランスポンダー」の下に「又は小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

第六十三条の見出し中「及び小型船舶用レーダー・トランスポンダー」を「等」に改め、同条中「及び」を「、」に改め、「小型船舶用レーダー・トランスポンダー」の下に「及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

（船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正）

第十条　船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成六年運輸省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「限り」の下に「、当該船舶について平成二十二年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査のために上架を行うものに限る。）の時期までは」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条のうち船舶救命設備規則第二十八条、第二十九条、第二十九条の二、第二十九条の三及び第九十七条第二項の改正規定並びに附則第三条の規定は、同年七月一日から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第百五条及び第百十五条の二十七の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けられている救命浮環、救命胴衣、イマーション・スーツ及び耐暴露服（同日において現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。）については、これらを当該船舶に引き続き備え付ける場合に限り、第四条の規定による改正後の船舶救命設備規則第二十八条、第二十九条、第二十九条の二及び第二十九条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　現存船については、第五条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。